

## 質問

室町幕府の守護在京について 室町幕府の守護在京について、具体的に解説してください。

[回答者] 桜井 英治

応仁の乱が室町幕府を二分する大きな合戦であり、日本社会にはかりしれない影響を与えたことは周知のとおりだが、なぜ京都が主戦場になったのか、その理由をつきつめて考えたことのある人は案外少ないのではなからうか。守護たちはそれぞれの分国から上洛して戦ったのだろうか。そうではない。正確に言えば、周防の大内政弘のように、そういう者も少しはいたけれども、大半はもとも京都に住んでいたのである。もともと京都にいたから、京都が主戦場になった。それが真相である。

応仁の乱だけではない。播磨・美作・備前国守護であった赤松氏が一四四一年（嘉吉元）六月に六代將軍足利義教を暗殺した嘉吉の変も、その舞台がやはり京都だったように、私たちは普段あまり意識していないかもしれないが、ひとたび室町時代の政治史をひもとけば、有力守護の多くが在京していたことに気づくはずなのである。守護の在京は、室町幕府における暗黙

のルールであり、これを私たちは室町幕府の守護在京原則とか守護在京制などとよんでいる。ちなみに鎌倉幕府においても北条一門をはじめ、守護級の有力御家人は「鎌倉中」とよばれ、鎌倉に集住していたから、実態としては室町幕府とそう違いはなかったが、在鎌倉がかならずしも強制されたものではなかった点で室町幕府とは異なる。

室町幕府における守護在京の問題をはじめて正面から取り上げたのは河合正治の論文「將軍と守護——室町政治の地方視点よりの考察」（豊田武・ジョン・ホール編『室町時代——その社会と文化』吉川弘文館、一九七六年）である。河合は、これを江戸時代の参勤交代制の先駆的な形態と位置づけ、「守護大名の中央集住は、成文法で定められたものではないが、すでに慣習によって強く規制されており、將軍から「お暇」の許可を得ないで勝手に下国した場合は謀叛とみなされた。この規制ができたのは義満の晩年ころと推察され、義持・義教の時代にはそれが遵守されている」と述べている。河合はこれを「守護大名の京都集住」とか「中央集住」とよび、特別の術語は与えていないが、成文法でなく、慣習によって規制されていた不文律であったことや、暇乞いとまごいをせず勝手に下国すれば謀叛とみなされたことなど、いずれもその本質にかかわる重要な指摘である。

勝手な下国が謀叛とみなされた例として、一四二七年（応永

三十四) 九月に播磨国に下国した赤松満祐にたいして四代將軍足利義持が追討軍を派遣した例をみよう。そのきっかけは義持が赤松氏の本国播磨国の守護職を同じ赤松一族の赤松持貞に与えたことであつたが、満祐がこれに抗議して播磨に下国すると、怒つた義持は細川・山名などの有力守護に満祐追討を命じた。たとえどのような理由があろうとも、また、たとえそれが自分の分国であらうとも、暇を乞わずに下国すれば追討の対象となつたのである。

一方、満祐の行動のほうに目を移すと、同じことの裏表だが、勝手に下国することは幕府にたいする抗議あるいは叛意の表明にはかならなかつた。だから、幕府に不満をいだいた守護が、抗議の意思表示としてあえて下国することも少なくなかつたのである。そのさいにはたんに下国するだけでなく、その前に京都の屋敷を焼く、いわゆる自焼じじょうという行動をとまうのが普通であつた。有力守護たちが將軍のもとに列参して嘆願をおこなうときにも「御免なくば、おのおの屋形を自焼し、分国へ罷り下るべし」という口上を決まり文句にしていたことから、(自焼↓下国)というプロセスがひとつの作法として確立していたことがうかがえよう(『看聞日記』永享六年(一四三四)十二月十日条)。

一四二七年の事件は、複雑な経過をたどつたすえ、持貞の自

刃と満祐の赦免であつけない幕切れを迎えたが、一四年後におこる嘉吉の変はいわばその再現であつた。嘉吉の変でも將軍義教の暗殺後、赤松一族はそれぞれに京都の屋敷を自焼して、続々と本国播磨に向かつた。一四年前とほとんど変わらない定型的な行動がとられたのである。そして、赤松一族にたいして幕府が大規模な追討軍を派遣したこともいうまでもない。

ところで河合は、この規制を江戸時代の参勤交代制の先駆的形態と位置づけていたが、参勤交代制にくらべると、妻子を人質として京都に常駐させるとか、定期的<sup>に</sup>在京と在国を反復させるといったたぐいの規定はなく、制度色ははるかに薄い。ただし、在京が守護に多大な経済的負担を強いていた点は参勤交代制と同じであり、將軍義教時代の管領で、尾張・越前国守護であつた斯波義淳のように、足利一門でありながら困窮を理由にたびたび在国を願ひ出していた者もいる。

この規制ができたのが義満の晩年ごろという指摘については、それ以前が南北朝の内乱期であり、守護の多くが各地を転戦していたことを考えれば当然ともいえるが、ただ、そのような理念がそれ以前にまったく存在しなかつたのかといえ、そうではないだろう。

室町幕府は一種の戦時体制としてスタートした政権である。

そのはじめは、足利尊氏が九州への敗走途中「將軍」を僭称

しはじめた一三三六年（建武三）二月とも、中先代の乱鎮圧後の鎌倉で建武政権への叛意を明らかにした一三三五年一〇月とも、あるいはもっと早く鎌倉幕府の一大将として後醍醐天皇の討伐に出発した一三三三年（正慶二・元弘三）三月ともいえないかもしれないが、とにかく戦時体制下の武將は、許可のないかぎりには、つねに総大将の旗下に控えていなければならず、勝手に動けば戦線離脱とみなされた。そして守護の在京は、そのような戦時のルールがそのまま平時にもちこまれたものとも解釈できる。そう考えれば、たとえ現象的にそれが出現するのが義満晩年ごろであったとしても、潜在的には室町幕府成立当初から存在していたとみてもさしつかえないことになろう。それはたぶん武家政権の本質にかかわる要素なのである。

ただし、これも河合が的確に指摘するところだが、すべての守護に在京義務があったわけではなく、鎌倉公方管下の関東・東北一〇カ国と九州探題管下の一一カ国はここから除かれていた（そのかわり鎌倉公方管下の守護には鎌倉公方によって在鎌倉が求められた）。したがって、具体的には駿河・信濃・越後以西の本州と四国の守護が対象になったわけだが、幕府と鎌倉公方との緊張が高まるにつれて、鎌倉公方管轄国と境を接する国々の守護、具体的には駿河の今川氏、信濃の小笠原氏、越後の上杉氏は、監視と防備のために在国することが多くなった。

同じように、西では周防・長門・豊前国守護であった大内氏が、九州にたいする押さえのかなめとしてやはり長期にわたり在国している。応仁の乱時に大内政弘の参戦が遅れたのはそのためである。

守護が分国を支配するうえで、在京が大きな足枷となったことは疑いない。もともと將軍にとつては、守護の自立化を防止することもその目的のひとつであったから、これは將軍のねらいが功を奏していた証でもあるわけだが、のちに戦国大名化に成功した守護の多くが、島津・大友・今川・大内など、在京免除地域に集中していることは、この足枷がいかに致命的なものであったかを物語る。守護が在京していた諸国では、守護に代わって現地の支配を任されていた守護代層が力を伸ばし、その一部は守護を押しつけて戦国大名化をとげる。越前の朝倉氏や出雲の尼子氏などがその例である。

では在京は守護にとってマイナス面ばかりだったのだろうか。じつは、この点についても河合が「守護大名の京都集住は幕府側からの強制だけではなく、大名の側からも幕府政治に参画し、中央の商業資本と結びつき、また高度な文化活動の主力となることができるなど、政治・経済・文化面から進んで集住を行なった理由も見出される。」という重要な指摘をおこなっている。在京守護のすべてではないが、一般に三管四職とよばれる有

力守護は評定会議に出席したり、將軍からの諮問に答えるなどして幕府の政策決定に関与し、將軍権力の暴走・専制化を抑止する役割もはたしていた。室町幕府がしばしば「守護勢力の連合政權」といわれる所以である。

経済面では、在京守護とその家臣団の創り出す巨大な需要が室町時代の京都の経済的繁栄をささえていたといわれる。そういう面があったことはたしかだろう。ただし前述のように守護にとつて在京は経済的負担が大きかったため、在京家臣団の数をあまり多く見積もるのも問題である。当時の史料をみると、常時在京する守護家臣団は案外スリムで、必要なときにだけ国元から軍勢を呼び寄せるのがむしろ普通だったようにみえる。

文化面では、守護の在京は多くの武士に京都の公家文化と接触し、それを吸収する機会を与えた。貴族や武士、僧侶たちの文化的交流のなから洗練された室町文化が育まれ、守護やその家臣たちのあいだから和歌や連歌の名人とよばれる人たちが出現した。彼らはやがて京都の文化を地方に持ち帰り、各地に小京都とよばれる都市（城下町）を築いてゆく。

彼らが下国するきっかけとなったのは、一四七七年（文明九）の応仁の乱の終結である。一〇年におよんだ乱が終結すると、それまで京都で闘いを続けていた東西両軍の守護たちは、足利義政・日野富子夫妻の制止も振り切つて、いっせいにそれ

ぞれの分国へと帰つていった。義政にはもはや彼らに追討軍を差し向ける余力はなく、こうして応仁の乱の終結とともに、室町幕府の守護在京原則はなし崩し的に消滅していったのである。以後も在京を続けたのは、細川氏など、畿内近国に分国を有していたごく一部の守護にすぎない。

（さくらい・えいじ／東京大学教授）